　第　号

令和　　年　　月　　日

　山梨県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏名等 印

埋蔵文化財発掘の報告について

　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９９条第１項の規定により、埋蔵文化財について発掘調査に着手しましたので、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり報告します。

記

１．発掘調査地の所在地及び地番

２．発掘面積

３．発掘地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並び現状

４．発掘調査の目的

５．発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体又　の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

６．発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

７．発掘調査の着手時期

８．発掘調査の終了予定時期

９．出土品の処置に関する希望

10．その他参考となるべき事項

【添付書類】

１．発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵　　文化財包蔵地の概略を記入したもの）

２．発掘担当者が発掘調査の主体となるもの以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

３．発掘予定地の所有者の承諾書

４．発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書

５．発掘予定の区域において、石灰岩、ドロマイド、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物に　つき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書